

令和3年度第1回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年4月7日(水)						
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室						
開会時間	13時30分						
閉会時間	15時00分						
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名		
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史		
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子		
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀		
	4番	岩指 久	出席				
農地利用最適化推進委員 出欠	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹		
	9番	野口 孝志	出席	15番	頼田 洋子		
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明		
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明		
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎		
	13番	秦野 勝仁	出席				
議事録署名委員	3番	糸田 雅樹	4番	岩指 久			
出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 事務員 田邊 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和						
傍聴人	0人						

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の認定について
第3号	農用地利用集積計画案の決定について
第4号	農用地利用配分計画の意見照会について
第5号	B判定農地における特別委員会の判定結果について
報告事項	(1) 使用貸借の合意解約について
その他	(1) 令和2年度能率給の支払いについて (2) 令和3年度第2回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和 3 年度第 1 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程 2 の会長挨拶をお願いします。
2. 挨 捶	会長	一省略一
	局長	南部町農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、3 番 糸田雅樹委員、4 番 岩指 久委員、書記につきましては田邊職員にお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請に対 する許可につ いて	議長	議案第 1 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求める。内容については局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【議案第 1 号朗読及び説明（議案書 2 ページ）】</p> <p>番号 1</p> <p>土地の表示： 登記：田 現況：田 1,050 m²</p> <p>合計：田 1 筆 1,050 m²</p> <p>用途：宅地 共同住宅・駐車場 契約種別：売買</p> <p>譲渡人：</p> <p>譲受人：</p> <p>（備考）</p> <p>この申請地は半径 500m 以内に の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用目的は共同住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>売買価格は、10aあたり 円、全体で 円と聞いております。代替地はございません。</p> <p>現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。</p>
庄倉委員		<p>本日、午前 9 時より、恩田会長、市川職務代理、亀尾委員、吉次委員、私、岡田局長、潮局長補佐の 7 名で現地調査を行いました。</p> <p>現地調査資料の 1 ページからになります。場所は、先月の総会に挙がっていた案件の隣地で、同じ敷地内に新しく 2 棟建つと言う事です。</p> <p>2 ページをご覧ください。 が先月の議案に挙がった所です。その隣の が今回の申請地です。向かって左側の道は県道です。</p> <p>4 ページを見ていただくと分かりやすいと思いますが、汚水と下水は、前回の申請地に繋いで流すようになります。雨水は、側溝を作り、そこに</p>

	<p>雨水、排水が流れるようになっています</p> <p>同じく 4 ページに電柱新設となっています。現在は A 棟と B 棟の間に電柱が立っていますが、それを撤去して、3 カ所に新設となります。</p> <p>それから、今日、現地で確認したのですが、申請地の右側隅に _____ がありますが、ここに伐採した木や、産廃物などがたくさん置いてありました。今の状況では許可できないのではないか、撤去していただいてから許可を出すのが良いのではと言う話をしました。以上です。</p>
議長	議案第 1 号について質疑を受けます。
田邊委員	<p>先ほど庄倉委員からもご説明がありました、私も今朝見ましたところ、_____ に産廃物がたくさん置いてあり、これでは許可できないのではないかと思いました。以前に _____ でも同じような事がありました。続いてこのような事態が出てくるというのは、事務局として、どのようなご指導をされているのか。農業委員会に挙がってくる案件であれば、事前に撤去してもらい、その後に挙げるのが本当ではないでしょうか。このような事が今後あってはいけません。_____ さんにはどのようなご指導をされたのかお聞かせください。</p>
局長補佐	<p>先月の _____ の申請時に、_____ に草や木が積まれていましたので、すぐに撤去していただくようにお願いをしました。_____ は農地ではないので、そちらに移されると言う事でしたので、移動をしていただきました。同じ所有者で、隣地ですし、景観も悪いですし、周りの農地への影響もございますので、今後このようなことがありましたら、農地でなくとも、指導していきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>私から補足説明をしたいと思います。議案として挙げる前に事前審査を行いますが、今日のような状況は現地に行ってみないと分かりません。田邊委員もおっしゃっていましたが、被害防除の事を踏まえても、このような事が起きること自体がおかしいです。事前審査で分かれば職務代理とも話をして差し戻しと言う判断をしなくてはいけません。</p> <p>今日、見ましたところ、産廃置場の状態で、農地であろうとなかろうと明らかに産廃物ですので _____ さん自身に処罰が当たるかもしれません。10 年ほど前に、_____ さんが産廃物を移す問題があつて、農業委員会から生活環境局に報告すると逮捕になりますとお伝えしましたが、_____ も もやっていると開き直られましたので、生活環境局の方に申し出ました。その結果、1 週間後には、新聞やテレビで放映されましたが逮捕と言う事でした。産廃については、公の立場の者は厳しく取り締まらなくてはいけないと思っているところです。</p> <p>皆さん方にお諮りしたいのは、ここで保留にするのか、産廃物が撤去されてきれいになった時点で許認可を出すのか。保留となると 1 ヶ月先になります。どのような形が良いかご意見を伺いたいと思います。</p>
田邊委員	撤去されて、きちんとした状態になってから許可を出すべきだと思います。
庄倉委員	<p>地元委員として大変申し訳なく思っています。最初見た時には、あれほどたくさんに積んではなかったので、今日行って驚きました。</p> <p>地主の方に事務局から言っていただいて、きれいになった事を確認して、会長にも報告させていただいて、それから許可をいただきたいと思います。</p>

	市川職務代理	お二人の意見に賛成ですが、プロセスをきちんと残しておいた方が良いと思います。現在の写真と撤去後の写真を撮り、将来的にも残るよう、事務的なプロセスをきちんと踏んだ上で許可をする形にすればよいのではと思います。
	議長	は農地ではないと言う事ですが、地目は何ですか。
	局長補佐	登記地目はため池でございます。既に枯れていて、ため池としての用途では使っておられませんが、地目は、ため池と確認しております。
	議長	恐らく2つの田んぼのため池だと思いますが、ため池の機能としては使えないのではないか。ため池ならば、ため池らしき状態にしていただかなければいけません。ため池となると安全対策も必要になってきます。我々が言う事では無いかもしれません、集落の皆さん的安全の面からも被害防除のためには、ただ許可が通ったからそれでよしと言うわけにはいかないのではないかと思います。その辺のところも含めて、執行部と地元委員さんに一任をしていただいて、写真などを撮って皆さん方に見ていただいてから、許可が成立したという形をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。
	一同	異議なし。
	議長	職務代理、地元委員、事務局と確認をして、皆さん方に報告し、その中で許認可を与えるという形をとりたいと思います。ため池となると危険が伴います。小さなお子さんもおられます。防除の事も考慮したいと思います。 第1号議案、『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は、条件付きという中で議決承認されました。
議案第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の認定について	議長	議案第2号『農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の認定について』を上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第2号農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の認定について、下記届出について、農地法施行規則第29条第1項第1号による2アール未満の農業用施設用地であるとの認定を求めます。内容につきましては局長補佐より説明を致します。
	局長補佐	【議案第2号朗読及び説明（議案書3ページ）】 番号1 土地の表示 登記：田 現況：畑 760 m ² のうち 148.2 m ² 登記：田 現況：畑 91 m ² のうち 46.3 m ² 合計：田 2筆 851 m ² のうち 194.5 m ² 届出人： 用途：農業用施設用地 農機具庫・駐車場 農器具庫1棟、面積は62 m ² で、その中にトラクター、コンバイン、田植え機を各1台収納されます。農機具庫の正面に向かって右側に駐車場を設置し、トラクター、ハロー畔塗機、モアー、1.5t トラック、キャリアカー、軽トラを各1台駐車されます。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
		（質問、意見等なし。）
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	なし。

	議長	議案第2号『農地法施行規則第29条第1項第1号に係る農業用施設用地の認定について』は、議決認定されました。																
議案第3号 農用地利用集 積計画案の決 定について	議長	議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。																
	局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。																
	局長補佐	<p>事前にお配りしていますので、要点のみの読み上げとさせていただきます。</p> <p>【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読</p> <p style="text-align: right;">(議案書5~12頁)】</p> <table> <tbody> <tr> <td>整理番号</td> <td>135番~146番</td> </tr> <tr> <td>設定を受ける者:</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>設定をする者:</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>設定をする土地:</td> <td>24筆 計 38,412 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>農地中間管理権を取得する場合</p> <table> <tbody> <tr> <td>整理番号</td> <td>417番~419番</td> </tr> <tr> <td>設定を受ける者:</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>設定をする者:</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>設定をする土地:</td> <td>6筆 計 13,334 m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する案件につきましては配分計画の方で説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>	整理番号	135番~146番	設定を受ける者:	7名	設定をする者:	12名	設定をする土地:	24筆 計 38,412 m ²	整理番号	417番~419番	設定を受ける者:	1名	設定をする者:	3名	設定をする土地:	6筆 計 13,334 m ²
整理番号	135番~146番																	
設定を受ける者:	7名																	
設定をする者:	12名																	
設定をする土地:	24筆 計 38,412 m ²																	
整理番号	417番~419番																	
設定を受ける者:	1名																	
設定をする者:	3名																	
設定をする土地:	6筆 計 13,334 m ²																	
	議長	議案第3号について質疑を受けます。																
	田邊委員	144番のさんは、歳と若く将来を嘱望される方であると思っております。この農地の所有者はの方で、わずか5畝ほどの田んぼです。続きの田があって一緒に耕作されると言う事ですか、どのような状況か説明をお願いします。																
	局長補佐	この後の合意解約で説明させていただきますが、以前は、さんが耕作されていましたが、この度解約されて、さんに耕作を依頼されました。隣接する田ではありません。																
	田邊委員	分かりました。																
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。																
	一同	なし。																
	議長	ないようですので、議案第3号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。																
議案第4号 農用地利用配 分計画の意見 照会について		(産業課 本田課長補佐入室)																
	議長	議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程致します。提案者より説明をお願いします。																
	本田課長 補佐	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき農用地利用配分計画を作成しましたのでご審議をお願いします。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読 (議案書14頁)】。																
	議長	議案第4号につきまして、質疑を受けたいと思います。																

	田邊委員	さんは、ブロッコリーとキャベツを栽培されると言う事ですが、さんは、南部町におられた方ですか、それともこちらに来られて農業を始められた方ですか。
	本田課長補佐	さんは、昨年7月にも配分計画でご審議をいただきました。元々にお住まいでの、以前はお勤めをされていましたが、昨年より本格的にキャベツやブロッコリーなどを主体に栽培をしたいとの事で相談に来られました。最初は 方に農地を借りてスタートされました。南部町でも農地を探しておられまして、昨年は の2筆を借りられています。今回、近くの の農地の貸借が地権者との間で合意が整いましたので、中間管理機構を利用させていただく運びとなりました。
	田邊委員	分かりました。
	庄倉委員	さんについてお尋ねします。利用目的が水稻となっていますが酒米ですか。
	本田課長補佐	酒米を作られるそうです。品種は を予定されているそうです。
	庄倉委員	自分で作るお酒の酒米と言う事ですが、これから先、どれくらいの規模を予定しておられるか分かりますか。
	本田課長補佐	会社の社長様より向こう3年間についてお聞きしている収穫量ですが、令和3年度は、のみを3,162kg、約50俵を計画されています。令和4年度は4,242kgで、と を計画しておられます。令和5年度は と を5,322kg計画されています。
	議長	この収穫量で採算が取れますか。
	吉次委員	南部町以外の農業法人組織も、ここに収めております。自分のところの米で、新しいブランドを作りたいという感じではないでしょうか。高付加価値的な事だと思います。
	議長	どこから仕入れておられますか。
	吉次委員	伯耆町、南部町もあります。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決承認されました。
議案第5号 B判定農地における特別委員会の判定結果について	議長	議案第5号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』上程いたします。井上武委員より報告をお願いします。
	井上委員	本日、午前中に、恩田会長、市川職務代理、田邊委員、庄倉委員、井田委員、頼田委員、私、岡田局長、潮局長補佐の9名で現地調査を行いました。 お手元の議案第5号資料をご覧ください。事前に写真を撮っています。1ページ目に①番から⑩番までの写真が付いていますが、全て山林化していて、中には杉の木が植わっている状態でした。 2ページ目の⑪番から⑬番までも、見ていただければ分かりますように山林化していました。 ⑭番から⑯番も、完全に山林化していました。 ⑰番から⑲番は、航空写真の3ページをご覧ください。 の一番奥の集落に入った所で、山林化しています。

		<p>㉙番から㉚番は、航空写真の2ページをご覧ください。 ので、県道から少し入った所の山側になります。ここも山林化しています。</p> <p>㉛番から㉜番は航空写真の1ページになります。ここも山林化しています。</p> <p>㉖番から㉗番は5号資料の3ページに写真が付いていますが、かなり大きな木が生えていて山林化していました。</p> <p>㉘番も完全に杉林になっています。</p> <p>以上、調査の結果、全て完全に山林化している状態でした。</p>
	議長	議案第5号について、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第5号『B判定農地における特別委員会の判定結果について』は原案通り議決承認されました。
		(休憩 14:18~14:30)
5. 報告 (1) 使用貸借の合意解約について	議長	報告事項に入ります。『(1) 使用貸借の合意解約について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【使用貸借の合意解約についての内容を朗読（議案書15～16ページ）】
	議長	ご質問等ございませんか。
	庄倉委員	2番、3番については分かりますが、1番は解約後はどうされますか。
	局長補佐	経緯からご説明します。この農地は長い間、さんが畑として耕作されていましたが、この度施設にご入居されることになり、耕作者がいないと言う事で解約されました。解約後は新しい耕作者を探しておられますが、見つかるまでは所有者の親族の方が周りに迷惑がかからないように草刈り等の管理をされるそうです。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	3番についてですが、解約後、さんが借りられるようになります。令和2年8月1日から令和12年7月31日の貸借期間で、たった7ヶ月だけで一作も作らずに解約をしてしまうのはどのような事か。地区はこのような事が多いです。何故ですか。
本田課長 補佐		さんは農業者年金を受給されておられ、その関係で昨年の8月に利用権設定による親子間貸借の更新をされたと農業委員会事務局より聞いておりました。ちょうどその頃にさんから借りたいというご要望がありました。利用権設定をされたばかりの農地でしたので、先ほど会長が申されましたように、令和12年までの契約を、借りたい方がおられるからと、すぐに解約して次の方に貸してしまうのは、基盤法上の考え方からして適切ではないと判断しました。県の経営支援課にも確認して指導をいただいているです。
		今回、改めて出しましたのは、確かに7ヶ月と言う非常に短期間ですが、さんに確認したところ、1作は作付けされていたようですし、さんとも改めて話し合われて、出来れば耕作して欲しいと言う事でした。本来ならば、せめて1年以上は耕作されてから解約するべきですが、ちょうど今、新しいブロッコリーなどを植える時期が来ておりまして、解約して配分計画と言う形をとらせていただきました。
		中間管理の関係、または相対による利用権設定の場合でも、親子間での貸借の更新や、その他の更新の際には、次に誰が耕作をされるのか、他に貸借を希望されている方がいないかなど、農業委員会事務局とも十分な

		連携をとって、地権者さんとも確認を取りながら、今後は、今回のような事が起きないように注意しながら進めて行きたいと思います。
	作野委員	3番についてお伺いします。解約前の貸借期間は10年間で、次に、さんへの配分計画では3年1ヶ月になっています。何か理由があれば教えてください。
	本田課長 補佐	先ほどの配分計画でもご説明させていただきましたが、昨年の7月にの方で2筆借りておられます。その際に地権者さんとの話で、3年間作ってみて状況を確認したいということで合意がなされました。 今回につきましても、3年間を一区切りとして作ってみて様子を見たいという事です。その3年の成果を勘案されて、次は5年、10年とか期間を延ばすことを検討しておられるようです。
	作野委員	田んぼの土壤の状態はどうですか。
	市川職務 代理	専門的な事は分かりませんが、黒ボクが少し混じった赤土のような所です。現地を見に行っております。一部にブロックコリーが植えてあるのを確認しています。
	議長	皆さん方にお伝えしますが、土壤までは農業委員会で審議する必要はないと思っております。我々が審議するのは、期間や、何を作られるのかで、土壤まで審議していたら時間も足りません。よろしくお願いします。 他にございませんか。ご異議ございませんか。
		(質問、意見等なし。)
	議長	『(1) 使用貸借の合意解約について』報告を終わります。
6.その他 (1)令和2年度能率給の支払いについて	議長	『(2)令和2年度能率給の支払いについて』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長補佐	令和2年度の能率給について計算が終わりましたので、皆さんのお手元に明細書をお配りしています。個々それぞれの金額が記載してありますのでご確認ください。4月21日にお支払いできる運びになりました。 昨年の4月から今年の3月までの12ヶ月間にわたり、委員さん方が、利用権設定を配りに回られたり、相談に乗られたり、遊休農地パトロールをしていただいたり、そのような活動が精査されて金額に反映されています。 参考までに、こちらのほうは、南部町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例というのがございます。それに付随するもので、南部町農業委員会の能率給の支給に関する規則というものもございます。そちらに記載してあるとおり計算したもので、県にも報告して確定した金額を活動月数等で案分させていただきました。 参考までに、お支払いする総額は 円でございます。この金額を分配しております。
	議長	このことについてご質問はございませんか。
		(質問、意見等なし。)
7.令和3年度第2回農業員会総会の日程について	議長	令和3年度第2回南部町農業委員会総会は、令和3年5月7日(金)に開催します。
その他	黒木委員	初步的な質問ですが、貸借の契約期間が、3年、5年、10年と色々あります。双方の話し合いの上決まるのだと思いますが、3年にしたから10

		年にしたからと期間によるメリット、デメリットはあるのですか。お聞かせください。
議長		ケースバイケースです。例えば農業法人さんは、生産性やコストを考えると長い期間借りられた方が良い。また、個人の方で、この田んぼが良いか悪いか判断するのに2、3年借りてみて状態を見て、良かったら改めて長い期間借りるということもあります。ブロッコリーなどは排水が良い農地でないといけないので、短い期間借りて試してみられる事もあります。
黒木委員		農業委員としては、空き地にしたくないので、長い期間借りて欲しいと言う事もありますか。
議長		個々の農家の方が、生産性を高めていただく事が大事です。農地によって、米が適しているとか、ブロッコリーが適しているとかありますので、場所によって違ってきます。荒廃地を作らないことも大事ですが、儲けていただける農業を農業委員として考えていただきたいと思います。
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第1回南部町農業委員会総会を閉会します。